

No.1259-1 2024年3月1日

JAPAN P&I NEWS

組合員各位

【操業開始日確定】令和 6 年明石海峡及び付近における「いかなご 2 そう曳き漁業」 盛漁期間中の航行 安全対策

操業開始日の情報を入手しましたので、下段、2024年2月26日付ご案内に情報を追加いたします。 なお、操業終了日については判明しましたら、あらためてご案内いたします。

操業開始日:2024年3月9日(土)

内海水先区水先人会から、令和6年明石海峡及び付近における「いかなご2そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策について情報を入手しましたので、ご参考に供します。

以上

添付資料:令和6年明石海峡及び付近における「いかなご2そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策

<u>令和6年</u>明石海峡及び付近における 「いかなご2そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策

1. 安全対策

(1) 航路入航調整

航路内の安全が確保されるまで航路への入航は行わない。

水先人嚮導船舶は、原則として日出30分前から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行できるよう時間調整する。

※仕向け地が日没時刻までに制限される船舶は、出来る限り日出30分前までの明石海峡航路通航が望ましい。

- 漁業操業時間
- ① 操業開始時間:操業は日出時から開始されるが、約30分前から航路 付近に進出する。
- ② 操業終了時間:通常、正午頃までだが、不漁の場合は正午を過ぎても 操業が続くことがある。
- (2) 航路入航可否の判断

嚮導水先人は、大阪マーチス、巡視艇の情報等を基に本船船長と打合せ、 航路入航の可否を判断する。

- (3) 進路警戒船について
 - ① 水先人が乗船する船舶において、やむを得ず日出30分前から正午までの間に明石海峡航路を航行する場合、進路警戒船を配備する。
 - ② 正午以降であっても漁業操業が行われている場合、警戒業務も延長して行う。
 - ③ 警戒業務前の航路内調査は行わない。
 - ④ 海上交通安全法に定める全長200m以上の危険物積載船及び全長250m以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。
- (4) 安全対策実施期間:操業開始から2~3週間(近年の傾向による予想)

参考: 令和5年航行安全対策実施期間3月 4日~3月17日令和4年航行安全対策実施期間3月 1日~3月17日令和3年航行安全対策実施期間3月 6日~3月20日

令和2年航行安全対策実施期間 2月29日~3月 6日 平成31年航行安全対策実施期間 3月 5日~3月19日

- (5) 安全対策除外日:毎週日曜日(休漁日)
- 2. 安全対策終了日

操業状況により関係者との打ち合わせにより決定し、速報にて周知する。

- 3. 操業情報入手方法
 - インターネットによる受信

https://www6. kaiho. mlit. go. jp/osakawan/

- ※上記の操業図は通常1時間毎であるが、いかなご漁期間中は毎時 00分頃と30分頃の2度更新される。
- 4. 状況により上記安全対策を変更することがある。

以上